第三十二条第二項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第六十一条の見出しを「（産業競争力強化法との関係）」に改め、同条第一項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項の事業再構築計画」を「産業競争力強化法第二十四条第一項の事業再編計画」に、「第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一条第一項の資源生産性革新計画」を「第二十六条第一項の特定事業再編計画」に、「第三十九条の二第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条第二項中「認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項第一号の規定により」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第百三十三条第二号（同法第百二十七条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、」に改める。

第六十三条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項」を「産業競争力強化法第二条第十五項」に、「及び認定支援機関」を「、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第三十八条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「認定支援機関（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十一条第二項」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第二項」に改め、同条第四項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第二十六条第二項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第五十九条の見出しを「（産業競争力強化法との関係）」に改め、同条第一項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項の事業再構築計画」を「産業競争力強化法第二十四条第一項の事業再編計画」に、「第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一条第一項の資源生産性革新計画」を「第二十六条第一項の特定事業再編計画」に、「第三十九条の二第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第四十七条」を「第百三十三条第一号」に改め、同条第二項中「認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項第一号の規定により」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第百三十三条第二号（同法第百二十七条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、」に改める。

第六十一条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項」を「産業競争力強化法第二条第十五項」に、「及び認定支援機関」を「、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

（小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十九条　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「、第十四条（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十六条及び第三十八条の改正規定に限る。）、第十五条」を削り、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

附則第十四条中産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十六条及び第三十八条の改正規定を削る。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

附則第十八条中「小規模企業者等」を「旧助成法第二条第一項の小規模企業者等（以下単に「小規模企業者等」という。）」に改める。

附則に次の一条を加える。

（産業競争力強化法の一部改正）

第二十五条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

附則第三十九条中「（平成二十五年法律第五十七号）」を削る。

（地方税法の一部改正）

第四十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五十一条の二第一項及び第五十六条の二第一項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四十一条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十二号並びに第十四号から第十六号まで」を「第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四十二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条の四及び第五十二条第一項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第八十条第二項の改正規定及び附則第一条第六号ハ中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第四十四条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）	第百四十条第三項	又は各省の内閣府令、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令

（復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定）

第四十五条　この法律の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法附則第六条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」とあるのは、「表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項の次に」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏